

令和6年4月9日

関係所属長 様

一般財団法人広島県教育職員互助組合事務局長

一般財団法人広島県教育職員互助組合の加入の取扱いについて（通知）

平素より、事業運営については、御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、加入及び退会の手続きについては、令和6年2月19日付け「令和6年度人事異動に伴う組合員資格取得等の事務処理について（通知）」で通知しているところですが、任用期間に定めのある方について、多数、お問い合わせをいただいておりますので、取扱いについて改めてお知らせいたします。

については、該当者に周知の上、適切に処理していただきますようお願いいたします。

なお、御不明な点がございましたら、当互助組合まで御連絡ください。

## ～加入の手続きについて～

任用期間に定めがある職員が、共済組合員資格を取得（任意継続組合員及び広島市費の再任用フルタイム以外の職員は除く。）し、互助組合に加入を希望する場合の取扱いは、次のとおりです。

○共済組合員資格取得日から20日以内（必着）（※）に「加入申込書」を提出してください。

○共済組合員証番号が変更となる場合は、その都度、提出が必要です。

○空白の期間を空けて、再度、共済組合員資格を取得される場合は、その都度提出が必要です。

※ 今年度は4月20日が土曜日のため、共済組合員資格取得日が令和6年4月1日の場合は、令和6年4月19日（金）が提出期限（必着）となります。

提出先・問合せ先

一般財団法人広島県教育職員互助組合  
〒730-8514

広島市中区基町9-42

(082) 228-1386

(082) 513-4949 (ダイヤル)